

プラスチック製容器包装とは
 購入した中身が消費された場合や、商品と分離された場合に不要となるプラスチック製の容器などのことです。「容器(入れ物)か包装(包む物)」であるものが対象です。分別の判断に迷ったら♻️マークを参考に判断してください。

プラスチック製容器包装の正しい出し方

確認① 汚れているものは出さない!

中身が残っていたり汚れていたりするものは、中身を捨てて汚れを取り除いてから出してください。

【汚れているものの例】

食品等が付着したラップ、中身が残っているボトル容器、カップめん・弁当などの容器の洗われていないもの、調味料・わさびなどの小袋で中身の残っているもの、食品トレーを覆っている汚れたままのラップなど

出してはいけないもの



洗うことができないものはもえるゴミへ

確認② プラスチック製容器包装以外のものは出さない!

プラスチック製でも容器包装でないものは、出さないでください。

【間違いやすいものの例】

- 文房具、おもちゃ類** ペン、定規、筆箱、おもちゃ、浮き輪、ファイルなど
- 日用品・道具類** 歯ブラシ、洗面器、ホース、小物入れ、ハンガー、調理道具、CD、カセットテープ、コップ、スプーンやフォーク、ビニールテープなど
- 商品の一部と見なされる物** CDやビデオなどの保護用ケースなど



もえるゴミへ

確認③ 危険品は絶対に混入させない!

危険品(ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池など発火の危険性があるものおよび刃物、カミソリ、ガラスの破片などけがををする危険性があるもの)と医療系ごみ(注射器、注射針、輸血セットなど)は絶対に混ぜないでください。リサイクルの過程で作業にかかわる人が伝染病に感染したり、けがをしたりする恐れがあります。



もえないゴミへ

●**医療系ごみ** 町では収集しません。専門業者等へ相談してください。

分別の徹底には皆さんの協力が重要です。ルールを守ってごみの減量化・資源化にご協力ください。



チューブ類ははさみなどで二つにカットすれば洗いやすくなります。また、洗浄後、重ねることができるとして保管場所も取りません。

ポイント

- Q**：町民カレンダーに例示してあるのは主に食品関係ですがそれ以外のものでも出してよいのですか。
A：♻️マークのついていないものは出して大丈夫です。
- Q**：マーガリンの容器やマヨネーズなどのチューブ類は洗うのが大変なのですが。
A：洗うことができれば「もえるごみ」に出してください。

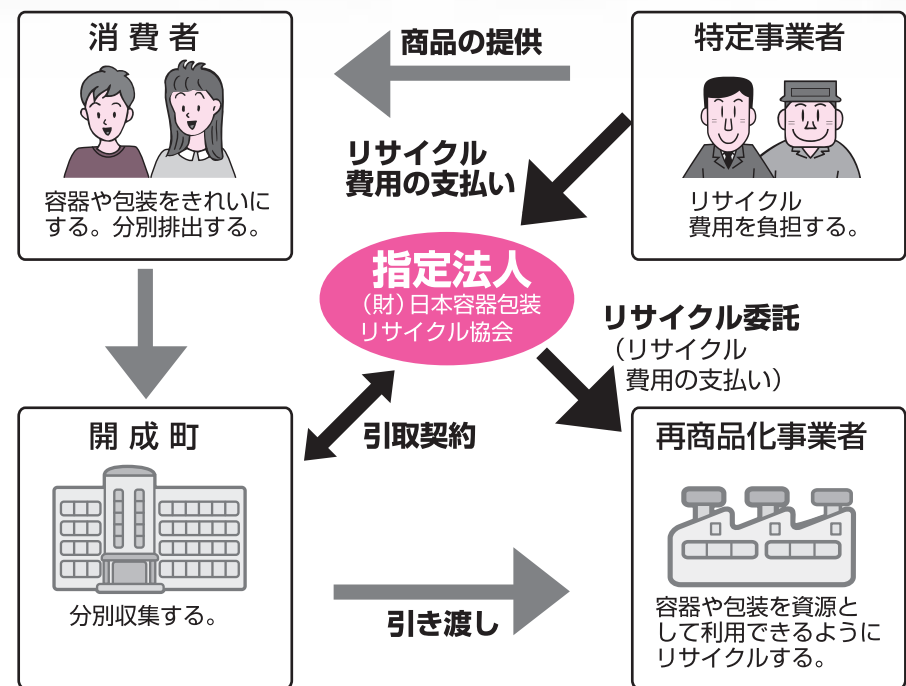
教えてQ&A



正しく分別していますか?
♻️ プラスチック製容器包装
 ~正しい出し方にご協力を~

家庭から分別して出されたプラスチック製容器包装は、資源として再利用するために容器包装リサイクル法に基づき、(財)日本容器包装リサイクル協会から委託されたリサイクル事業者で再商品化されます。
 良質な再商品化をめざすため、(財)日本容器包装リサイクル協会では、毎年、市町村から出されたプラスチック製容器包装分別物の品質調査を行っています。開成町の評価は、最低のDランクとなってしまいました。
 環境防災課 ☎84-0314

容器包装リサイクル法における役割分担



収集されたプラスチック製容器包装は生まれ変わっています
 町で収集されたプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会から委託されたリサイクル事業者により、新たな「資源」へと生まれ変わります。この仕組みにより、平成20年度は、新日本製鐵(株)(千葉県君津市)で高炉原料化されることになりました。

開成町は最低のDランク
 (財)日本容器包装リサイクル協会では、リサイクル施設に搬入されるプラスチック製容器包装の品質調査を行っています。開成町の評価は、最低のDランク、「禁忌品」の項目でも危険品のライターが混入するなどDランクに評価され、改善の必要性を指摘されました。

このまま改善が進まないとい引取りを拒否される恐れがあり、拒否された場合は、多額の費用をかけて独自にリサイクルを行うか、焼却処分をしなければなりません。
 資源の有効活用と経費節減のため「プラスチック製容器包装」の正しい出し方にご協力をお願いいたします。

※容器包装リサイクル法
 正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。
 ビンや缶、紙、プラスチックなどの容器包装材のリサイクルについて、消費者は分別収集への協力、市町村は分別収集、事業者は再商品化の責任と役割分担を定めたものです。